

## 非核三原則の堅持を求める意見書

「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されたものである。以来、この原則は我が国の確固たる国是として位置付けられ、歴代内閣も一貫してこれを堅持してきた。

我が国は、世界唯一の戦争被爆国として広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという強い決意のもと、平成6年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきた。

また、国際社会においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び周辺地域の安定に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、現在、政府・与党内において安全保障関連三文書の改定に向けた議論が進められる中で、非核三原則の見直しを懸念する声が国民の間で上がっている。長年維持されてきた国是がゆるがせにされることへの不安が高まる中、本年1月には被爆地である広島市議会において、この原則の堅持を求める意見書が全会一致で可決された。

近年の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は我が国が平和国家として歩むべき根幹であり、いささかもゆるがせにしてはならないものである。

広島と長崎の悲劇を繰り返さないためにも、憲法の平和理念とともにこの原則を堅持し、核兵器のない世界の実現に向けて主導的な役割を果たしていくことが不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

1. 我が国の確固たる国是である非核三原則を、将来にわたって断固として堅持すること。

2. 唯一の戦争被爆国として、核兵器の脅威と被爆の実相を全世界に伝え、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会で主導的な役割を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

|        |   |   |     |   |   |
|--------|---|---|-----|---|---|
| 内閣総理大臣 | 高 | 市 | 早   | 苗 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 木 | 原 | 稔   |   | 殿 |
| 外務大臣   | 茂 | 木 | 敏   | 充 | 殿 |
| 防衛大臣   | 小 | 泉 | 進次郎 |   | 殿 |
| 衆議院議長  | 森 | 英 | 介   |   | 殿 |
| 参議院議長  | 関 | 口 | 昌   | 一 | 殿 |

福岡県大野城市議会議長 平井信太郎